

看護補助者処遇改善事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、看護補助者の確保及び定着を促進するため、対象医療機関に勤務する対象看護補助者に看護補助者処遇改善事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「対象医療機関」とは、病院又は病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）であって、令和6年2月1日時点において、別表1に掲げる診療報酬のいずれかを算定している施設をいう。
- (2) この要綱において「対象看護補助者」とは、対象医療機関において、別表1に掲げる診療報酬を算定する病棟（有床診療所は病床）に勤務し、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに看護師長の指導の下に、療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務に専ら従事する者（非常勤職員を含む。）をいう。
- (3) この要綱において「看護補助者処遇改善事業」とは、看護補助者処遇改善事業実施要綱（令和6年1月11日付け医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知）及び令和6年度（令和5年度からの繰越分）看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱（令和6年3月29日付け厚生労働省発医政0329第45号厚生労働事務次官通知）に基づき、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的として実施する賃金改善事業をいう。
- (4) この要綱において「事業者」とは、対象医療機関の開設者をいう。

第3 補助の対象等

別表2に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 看護補助者処遇改善事業費補助金・処遇改善実績報告書（様式第2号-1、様式第2号-2）
 - ウ 看護補助者処遇改善事業費補助金所要額精算書（様式第3号-1、様式第3号-2）
 - エ その他知事が別に定める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、給与明細や勤務記録等関連書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助金の交付を受けた医療機関は、実施された賃金改善の内容が交付の条件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全額又は一部について返還しなければならないこと。

- (3) 補助事業者が地方公共団体の場合、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（様式第4号）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助事業者が地方公共団体以外の場合、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (6) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (7) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

第6 交付の決定及び確定

知事は、申請書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金交付決定兼交付確定を行い、その内容を補助金交付決定兼交付確定通知書により申請者に通知する。

第7 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第5号）
- (2) 提出期限
補助金交付決定兼交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第8 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額
当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還
（1）に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額

((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第6号)により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金に適用する。